

メグリアカード（電子マネー機能付）利用約款

第1条（目的）

トヨタ生活協同組合（以下「当組合」という）が発行するメグリアカード（電子マネー機能付）を組合員のみなさま（以下「利用者」という）がご利用するにあたり本約款が適用されます。

第2条（定義）

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

（1）本カード

当組合発行の組合員証および前払式支払手段であるカードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（チャージ）することができ、また入金（チャージ）された金額をもって当組合において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。

（2）加盟店

当組合の店舗に出店している専門店で、本カードに加盟しているお店をいいます。

（3）店舗等

当組合の店舗及び加盟店をいいます。

（4）商品等

店舗等で販売する商品（商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類・その他店舗等が定める一部商品を除く）または当組合が提供する役務やサービス等を総称したものをいいます。

第3条（本カードの発行）

本カードは、当組合加入時に発行するものとします。

第4条（利用範囲）

店舗等にて本カードを利用できます。ただし、一部対象とならない店舗・売場があります。（本カードに加盟していない専門店では利用できません）

第5条（入金（チャージ）の方法）

1. 利用者は当組合指定の場所・方法により本カードに入金（チャージ）することができます。
2. 現金以外で入金（チャージ）することはできません。本カード1枚の1回あたりの入金（チャージ）は、1,000円以上1,000円単位で最大49,000円まで可能です。また、本カードの電子マネー残高の上限額は100,000円とします。

第6条（利用方法）

1. 本カードにて商品等を購入される場合は、店舗等で本カードをお渡しいただくものとします。本カードの残高から商品購入合計金額を差し引くことにより、金銭にて当該金額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。
2. 利用者は、店舗等において、本カードを利用して商品等を購入するにあたり、本カードの残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、利用者はその不足額を当組合が定める方法により、支払う

ものとしします。

3. 利用者が本カード利用の際、一度の支払いに利用できる枚数は1枚に限ります。
4. 利用者は、本カードを利用して商品等を購入した場合、交付されるレシートの残高を確認するものとしします。万一誤りがある場合はその場で店舗等に申し出るものとし、申し出がない場合は、当該残高に誤りがないことを了承したものとみなします。
5. 利用者は、本カードを利用して商品等を購入するにあたり、使用金額を指定してお支払いに充当することはできません。

第7条（残高の確認）

1. 本カードの残高は、本カードの入金およびご利用時のレシートにて確認できます。
2. 店舗等のレジにおいて本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。

第8条（有効期限）

本カードの残高は、最終利用日または最終入金（チャージ）日から5年を経過した場合、失効するものとし残高の払い戻しはできません。

第9条（利用者資金の保全方法）

当組合は、資金決済に関する法律の規定に基づき、基準日（毎年3月末日および9月末日）における本カードの未使用残高の半額以上の額を発行保証金として法務局に供託することにより、利用者資金の保全を図っています。万が一の場合、本カードの利用者は、当該発行保証金から優先して弁済を受ける権利を有します。

第10条（払い戻し等）

1. 第18条3項の場合を除き、本カードの残高を換金または払い戻しすることはできません。
2. 本カードの残高は、第11条の場合を除き、他に移行できません。

第11条（メグリアポイントの利用）

1. メグリアポイントの利用には本規約に加え、「メグリアポイント利用規約」に同意が必要となり、あわせて適用されます。
2. 利用者は、当組合との商品代金等の決済において、本カードを当組合の担当者に提示し、当組合の端末で読み取ることで、メグリアポイントの利用または付与を受けることができます。ただし、一部事業ではメグリアポイントの利用または付与ができないことがあります。
3. 利用者は、メグリアポイント残高、有効期限の確認などを当組合所定の方法により確認できるものとしします。

第12条（再発行）

本カードや本カード機能を破損・汚損した場合は、破損・汚損の原因が故意に基づかないことが明らかで、本カードの情報または本カード番号が判読可能な場合に限り、当組合の判断により、残高を移行させた新しい本カードを発行することができるものとしします。その際、当組合は新しい本カードと交換で

旧本カードの引渡しを求めることができます。

第13条（紛失・盗難および不正利用時の対応と補償）

1. 利用者が本カードを紛失・盗難等により喪失した場合、または本カードが利用者の意思に反して権限を有しない者によって不正に利用された場合（以下これらを総称して「無権限取引」という）、利用者は速やかに当組合所定の窓口へ届け出るものとします。
2. 当組合は、前項の届出を受けた場合、速やかに当該カードの電子マネー機能の利用停止措置を行います。
3. 利用停止措置が完了した時点での本カードの未使用残高は、当組合所定の手続きにより再発行される新カードに引き継がれるものとします。
4. 無権限取引により利用者に生じた損失の補償およびその他の対応については、当組合が別途定め公表する「無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針」によるものとします。

第14条（不正使用等）

1. 次のいずれかに該当する場合、当組合は、利用者に本カードのご利用をお断りし、本カード機能を無効化するとともに、利用者の本カードを当組合にお渡しいただくものとします。
 - (1) 本カードが偽造、変造・改ざんされたものである場合。
 - (2) 本約款に違反した場合。
 - (3) その他、本カードが不正に利用された場合。
2. 前項の疑いがある場合、当組合は調査のために一時的に本カードをお預かりできるものとします。また、前項において本カードを無効とした場合、利用者は払い戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第15条（本カードが利用できない場合）

1. 利用者は次のいずれかの場合、その期間において、本カードを利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 本カードに関するシステムに障害が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
 - (2) 本カードの破損または利用端末・チャージ機・これらに付随する機器等の故障、または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
 - (3) その他のやむを得ない事由のある場合。
2. 前項に定める理由およびその他の理由により、本カードを利用できないことから利用者に生じた不利益または損害等について、当組合の故意または重大な過失による場合を除き、当組合はその責任を負わないものとします。

第16条（加盟店との関係）

利用者が、加盟店において、本カードを利用して購入した商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、利用者と加盟店との間で解決するものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

利用者は、現在および過去5年間、暴力団等の反社会勢力およびその共生者に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第18条（業務委託）

当組合は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第19条（本約款の変更）

1. 当組合は、当組合の判断において、利用者の事前の承諾を得ることなく本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款を変更する場合は、変更後の内容および効力発生時期を当組合のホームページ上において告知するものとします。また、重要な変更については店舗等においても告知いたします。変更後の約款は、当該効力発生時期から適用されるものとします。
3. 当組合は、社会情勢の変化、経営状況の変化、法令の改廃、その他当組合の都合により本カードの全部または一部の取り扱いを廃止することができるものとします。当組合が、本カードの全部または一部の取り扱いを廃止する旨決定した場合は、法令の定める方法により周知および払い戻し手続きを行い、当該払い戻し手続きが終了した時点をもって、当組合は本約款を終了させることができるものとします。

第20条（準拠法および裁判管轄）

本規約は、日本国の法令に準拠し、これに従って解釈されるものとします。また、本規約に基づく取引に起因または関連して当組合と利用者との間で生じた紛争については名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則

本約款は、2026年4月24日から適用するものとします。

[カード発行元] トヨタ生活協同組合

〒470-1201 愛知県豊田市豊栄町2丁目111番地

[お問い合わせ先] 受付時間 平日（月～金） 9:00～17:45

電話番号（代）0565-28-5011

[ホームページ] <https://www.meglia-net.jp/>

利用者資金の保全方法・無権限取引への 対応方針に関する事項の情報提供について

資金決済法改正に伴い、「利用者資金の保全方法」「無権限取引への対応方針に関する事項」について、利用者に対し以下のとおり情報提供いたします。（※無権限取引とは、利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと）

トヨタ生活協同組合が発行する前払式支払手段の電子マネー「メグリアカード」および商品券におきましては以下のとおりです。ご覧いただきますようお願いいたします。

利用者資金の保全方法

資金決済法第14条第1項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法第31条第1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当組合の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

・金銭による供託

無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

当組合は、本カードの紛失・盗難、またはその他の無権限取引により利用者に生じた損失について、以下のとおり対応方針を定めます。

1. 補償の有無、内容及び要件

利用者が本カードを喪失し、または無権限取引が行われた旨の届け出があった場合、当組合は当該カードの利用停止措置を行います。利用停止措置が完了する前に無権限取引により生じた損失について、当組合は原則として補償いたしません。利用停止措置完了後の残高は、所定の手続きを経て再発行されるカードに引き継がれます。

ただし、当該無権限取引が当組合のシステム上の瑕疵、または当組合の故意もしくは重大な過失に起因して発生したものであると認められる場合に限り、当組合は当該損失を補償します。

2. 補償手続の内容

前項ただし書に基づき補償を求める場合、利用者は当組合所定の申出書および警察署への被害届の提出等、当組合の調査に協力するものとします。

3. 相談窓口及びその連絡先

無権限取引に関するご相談、およびカードの利用停止の届け出は、以下の窓口で受け付けます。

トヨタ生活協同組合

電話番号 (代)0565-28-5011

受付時間 平日(月から金)、特別休日除く 9:00 から 17:45

4. 不正取引の公表基準

当組合は、無権限取引が発生した場合、被害の拡大防止、類似事案の発生回避、および社会的影響を総合的に考慮し、必要と判断した場合には、事案の概要等を当組合ウェブサイト等において公表します。